

6

申請者
(登録権利者・承継人)
住所(居所)
氏名(名称)
代理人
住所(居所)
氏名(名称)

印
印

7

添付資料の目録

〔備考〕
1 令第29条各号に規定する事項は「申請者」の欄の登録権利者・承継人の氏名(名称)の次に記載し、令第31条及び第33条に規定する事項は「権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日」の欄に記載する。
2 その他は、別記様式第三の備考1から13までと同様とする。

別記様式第七の二

相続又は法人の合併による出版権登録申請書

収入紙

年 月 日

文化庁長官 殿

1 著作物の題号
2 権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日
3 被承継人の表示
住所(居所)
氏名(名称)
4 登録の目的
5 出版権の範囲
6 出版権の存続期間
7 出版権に関する特約
8 前登録の登録番号
9 申請者
(登録権利者・承継人)
住所(居所)
氏名(名称)
代理人
住所(居所)
氏名(名称)
10 添付資料の目録

印
印

〔備考〕
別記様式第三の備考1から13まで、別記様式第六の二の備考1及び別記様式第七の備考1から3までと同様とする。

別記様式第八の二

相続又は法人の合併による著作隣接権登録申請書

収入紙

年 月 日

文化庁長官 殿

1 実演、レコード、放送番組又は有線放送番組の名称
2 権利の表示並びに登録の原因及びその発生年月日
3 被承継人の表示
住所(居所)
氏名(名称)
4 登録の目的
5 前登録の登録番号
6 申請者
(登録権利者・承継人)
住所(居所)
氏名(名称)
代理人
住所(居所)
氏名(名称)
7 添付資料の目録

印
印

〔備考〕
別記様式第三の備考1から3まで及び7から13まで、別記様式第六の二の備考1並びに別記様式第八の備考1から3までと同様とする。
(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部改正)
第1条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則(平成二十三年文部科学省令第111号)の一部を次のように改正する。
第3条第3号を次のように改める。
二 申請の受付の年月日(職権による登録にあつては、その登録の年月日。第8条第1号において同じ。)
第8条第1号中「登録の」を「申請の受付の」に改める。
第14条第1項第5号中「年月日」の下に「(職権による登録の場合に限る。)」を加える。

附 則
(施行期日)
1 この省令は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十二号)の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
(経過措置)
2 第1条の規定による改正後の著作権法施行規則第八章の規定及び別記様式は、この省令の施行後に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続について適用し、この省令の施行前に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続については、なお従前の例による。
3 第2条の規定による改正後のプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行後に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続について適用し、この省令の施行前に受付がされた申請又は嘱託に係る登録の手続については、なお従前の例による。